

お詫び:拙稿「都市計画と司法統制—審査対象と時間軸の問題を中心に」都市計画 272 号 5-10 頁について、私の校正ミスにより、最終段落(9 頁最終段落「また、」以下)の注番号および対応する注記が全く狂っておりました。

読者および関係各位にお詫びし、以下に上記部分の訂正版を掲げさせていただきます。

=====
また、争訟法レベルのみならず、事情変更に対処するための行政過程の充実も望まれる。事業的な都市計画については、各公共事業の個別法および政策評価法との関係を整理した上で、定期的な公共事業の再評価システム²⁹⁾を一層充実させていく必要がある。規制的な都市計画制度については、都市計画提案制度(都計法 21 条の 2)との関係が問題になる。「報告書」は、計画提案を踏まえた都市計画の変更をする必要がないと都市計画決定権者が判断した場合の提案者への「通知」(都計法 21 条の 5)についても不服審査の対象とすべきとしている。これによっても、都市計画不変更についての争訟可能性が開かれることになる³⁰⁾。ただし、現行の都市計画提案制度は、地権者やまちづくり組織に提案権を認めているが、都市計画基準等への適合に加え、区域内の土地所有者の地積レベルで 3 分の 2 以上の同意を提案の要件としている。都市計画制度一般としても多様な発意を促進するためには厳しすぎる条件ではないかと考えられるが³¹⁾、争訟の局面を想定すると、少数者にとっては提案制度が主張制限の代替になりうるとは到底言えない。この方向性によって事情変更の問題に対処するとすれば、提案制度を大幅に拡充することが必要になると思われる³²⁾。

注

29) 国土交通省所管の公共事業の再評価について参照、
http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_01c.html

30) 前掲注 11) 102 頁、114 頁もっとも現行法上は、この通知の処分性に疑問の余地がある(前田・前掲注 14)、119 頁)ため、報告書の提案はこの点についても法改正を前提とするものであろう。

31) 参照、小泉秀樹「地域発意と都市再生」都市問題研究 54 巻 6 号(2002 年) 47-61 頁(52 頁)、拙稿・前掲注 26)、201 頁、207 頁)

32) 前田・前掲注 14)、120 頁、同・前掲注(16)、167 頁